

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年二月二十二日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第十二号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条

例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和三十九年佐賀県条例第十
八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「公共団体又は私
人に」を削る。

第七条中「公共団体又は私人に」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(物品の譲与又は減額譲渡)</p> <p>第六条 物品は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>一 公益上の必要により物品を譲渡するとき</p> <p>二 略</p> <p>(物品の無償貸付又は減額貸付)</p> <p>第七条 物品は、公益上必要があるときは、無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p>	<p>(物品の譲与又は減額譲渡)</p> <p>第六条 物品は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>一 公益上の必要により公共団体又は私人に物品を譲渡するとき</p> <p>二 略</p> <p>(物品の無償貸付又は減額貸付)</p> <p>第七条 物品は、公益上必要があるときは、公共団体又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p>